

Ⅶ 事業主のための 支援制度



Ⅶ 事業主のための支援制度

Ⅶ-1 両立支援等助成金（雇用関係助成金）

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や取組を行う事業主に対して助成するものであり、仕事と家庭の両立支援のための事業主の取組の推進を目的としています。

本助成金は次の7つのコースに分けられます。

- (1) 男性の育児休業取得を促進 → 「出生時両立支援コース」
- (2) 仕事と介護の両立支援 → 「介護離職防止支援コース」
- (3) 仕事と育児の両立支援 → 「育児休業等支援コース」
- (4) 女性の活躍を推進 → 「女性活躍加速化コース」（※1）
- (5) 仕事と不妊治療の両立支援 → 「不妊治療両立支援コース」
- (6) 新型コロナウイルス感染症に関する
母性健康管理措置 → 「休暇取得支援コース」（※2）
- (7) 事業所内に保育施設を → 「事業所内保育施設コース」（※3）

- ※1 令和4年3月31日までに行動計画を策定・届出をした事業主が対象
- ※2 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに休暇を取得させた場合が対象
- ※3 新規の申請受付は停止しています

《中小企業事業主》

中小企業の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他業種	3億円以下		300人以下

《生産性要件の廃止について》

生産性要件（労働生産性を向上させた事業主に対する助成金の割増）については、令和4年度限りで廃止されました。

なお、各コースに設定されている経過措置により令和4年度以前の制度内容が適用される申請については、引き続き生産性要件の適用対象となるほか、変更前の支給額が適用されます。

他にも要件がありますので、管轄の都道府県労働局にお問合せください。

(1) 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

①第1種

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務の見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得させた中小企業事業主に支給します。

代替要員加算：男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用（派遣を含む）した場合

育児休業等に関する情報公表加算：第1種申請前の直近年度に係る以下a～cの情報「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合

a.男性の育児休業等取得率 b.女性の育児休業取得率 c.男女別の平均育児休業取得日数

②第2種

第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3事業年度以内に30%以上上昇させた場合、または、第1種受給年度に育児休業対象の男性が5人未満かつ取得率70%以上の事業主は、その後3事業年度以内に2年連続70%以上となった場合に支給します。

		支給額
①	第1種	20万円
	代替要員加算	20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円 ※1回限り
②	第2種	1事業年度以内に30%以上上昇した場合：60万円 2事業年度以内に30%以上上昇した（または連続70%以上）場合：40万円 3事業年度以内に30%以上上昇した（または連続70%以上）場合：20万円

(2) 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

①介護休業

対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、復帰した場合

業務代替支援加算：介護休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣を含む）または代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合（①への加算）

②介護両立支援制度

介護のための柔軟な就労形態の制度(*)を導入し、合計20日以上利用した場合

(*) 介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制度、介護サービス費用補助等

個別周知・環境整備加算：介護を申し出た労働者に対する個別周知及び仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合（①または②への加算）

③新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合

		助成額
①介護休業	休業取得時	30万円
	職場復帰時	30万円
	(①職場復帰時への加算) 業務代替支援加算	新規雇用：20万円 手当支給等：5万円
②介護両立支援制度		30万円
(①または②への加算) 個別周知・環境整備加算		15万円
③新型コロナウイルス感染症対応特例		(労働者1人あたり) 5日以上10日未満：20万円 10日以上：35万円

※①～③いずれも1事業主1年度5人まで支給。

(3) 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主（①～④は中小企業事業主）に支給します。

- ①育休取得時 ②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合
- ③業務代替支援：3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣を含む）又は代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合
- ④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6か月以内に一定以上利用させた場合
- ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例：小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合

	支給額	
①育休取得時	30万円	※①②各2回まで (無期雇用者・有期雇用者 各1回)
②職場復帰時	30万円	
③業務代替支援	ア 新規雇用(派遣含む)50万円 イ 手当支給等 10万円 ※有期雇用労働者加算 (育児休業取得者が有期雇用労働者の場合) 10万円	ア、イあわせて、初回から5年以内に1年度10人まで
④職場復帰後支援	制度導入時 30万円 制度利用時 A 子の看護休暇制度 1,000円×時間 B 保育サービス費用補助 制度 実費の2/3	制度導入については、AまたはBの制度導入時のいずれかの1回限り 制度利用については、初回から3年以内に5人まで (1事業主あたりの上限 A：200時間 B：20万円)
育児休業等に関する情報公表加算	①～④のいずれかへの加算2万円	1回限り
⑤新型コロナウイルス感染症対応特例	1人あたり10万円	※10人まで (上限100万円、同一労働者1回限り)

(4) 女性活躍加速化コース

女性労働者が、出産・育児等を理由として退職することなく、能力を高めつつ働き続けられる職場環境を整備するために、自社における女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、課題解決に相応しい数値目標及び取組目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表・届出を行い、取組目標を実施した結果、数値目標を達成した中小企業事業主に支給します。

	支給額
数値目標達成時	47.5万円<60万円> ※1企業につき1回限り

※令和4年3月31日をもって本助成金は廃止になっておりますが、令和4年3月31日までに行動計画の策定・届出を行った事業主は引き続き申請ができます。

(5) 不妊治療両立支援コース

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に支給します。

環境整備・休暇の取得等

①企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知し、不妊治療と仕事の両立支援のための社内ニーズの調査を行い、不妊治療休暇・両立支援制度を就業規則等に規定するとともに、不妊治療と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任し、両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者と面談して策定した「不妊治療両立支援プラン」に基づき、休暇制度・両立支援制度(*)を合計5日(回)以上労働者に取得又は利用させた場合

(*)不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

②長期休暇の加算

①を受給し、労働者に休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

	支給額
①環境整備、休暇の取得等	30万円
②長期休暇の加算	30万円

※①②1事業主あたり1回限り

(6) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給(年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて全ての労働者に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させるとともに、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を含む)として、休暇制度とあわせて妊娠中の女性労働者の就業が可能となるような具体的措置(※)を整備し、就業規則等に規定し、全ての労働者に周知した事業主に支給します。

(※)通勤緩和、勤務時間の短縮、在宅勤務等

対象となる労働者

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者(雇用保険被保険者に限る)

対象期間等

令和5年4月1日～令和5年9月30日(注)

注：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

	支給額
対象労働者1人当たり	20万円（1事業所あたり5人まで）

支給申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です。

☆お問い合わせ先☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL(086)224-7639

Ⅶ-2 人材確保等支援助成金（テレワークコース）〔雇用関係助成金〕

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を支援する制度となります。

助成	支給額
機器等導入助成	1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円
目標達成助成	1企業あたり、支給対象となる経費の20%（賃金要件を満たす場合35%） ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円

☆お問い合わせ先☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL(086)224-7639

人材確保等支援助成金 テレワークコース [検索](#)

Ⅶ-3 労働条件等関係助成金等

(1) 業務改善助成金（通常コース）

業務改善助成金は、事業場内の最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引上げ、生産性の向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ



設備投資等
機械設備導入、
コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。
※賃上げ後の申請も可能となりました。(事業場規模50人未満。令和5年4月1日から12月31日までに賃金引上げを実施している場合。)

コース区分	引上げ率	引き上げる労働者数	助成上限額		助成対象事業場	助成率
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者		
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	○以下の要件を満たす事業場 ・中小企業・小規模事業者 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がない	【事業場内最低賃金900円未満】 9/10 【事業場内最低賃金900円以上950円未満】 4/5(9/10)* 【事業場内最低賃金950円以上】 3/4(4/5)* *(*)内は生産性要件を満たした事業場の場合(※2)
		2~3人	50万円	90万円		
		4~6人	70万円	100万円		
		7人以上	100万円	120万円		
		10人以上(※1)	120万円	130万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円		
		2~3人	70万円	110万円		
		4~6人	100万円	140万円		
		7人以上	150万円	160万円		
		10人以上(※1)	180万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円		
		2~3人	90万円	160万円		
		4~6人	150万円	190万円		
		7人以上	230万円			
		10人以上(※1)	300万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円		
		2~3人	150万円	240万円		
		4~6人	270万円	290万円		
		7人以上	450万円			
		10人以上(※1)	600万円			

(※1) 10人以上の上限度区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ・賃金要件：事業場内最低賃金950円未満の事業者
- ・生産量要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者
- ・物価高騰等要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

☆お問い合わせ先☆

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問合せください。 電話番号：0120-366-440(受付時間 平日8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は岡山労働局 雇用環境・均等室(086-224-7639)です

(2) 働き方改革推進支援助成金

労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対して、取組に要した経費（それぞれの目的に要した設備投資等）の一定額を助成します。

取組内容により、次の①～⑤の5つのコースがあります。

区分	助成額（最大）	申請期限
①適用猶予業種等対応コース （建設業・運送業・病院等）	建設業 830万円 運送業 880万円 病院等 930万円	令和5年11月30日
②労働時間短縮・年休促進支援コース	730万円	※本助成金は国の予算額に制約されるため、これ以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。
③勤務間インターバル導入コース	580万円	
④労働時間適正管理推進コース	580万円	
⑤団体推進コース	1,000万円	

☆ お問い合わせ先 ☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL（086）225-2017

働き方改革推進支援助成金 ○○コース 検索

VII-4 働き方・休み方改善コンサルタントについて

企業における仕事と生活の調和の推進のための取組を支援するため「働き方・休み方改善コンサルタント」が、無料で企業の希望に応じて個別に訪問し、労働時間等の設定改善に向けたアドバイスや資料提供をしています。

コンサルタントの個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合には、働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書をファックス等により以下へ送付してください。訪問日等詳細をご連絡します。

☆ お問い合わせ先 ☆

働き方・休み方改善コンサルタント 検索

岡山労働局雇用環境・均等室 TEL（086）225-2017

Ⅶ-5 岡山県男女共同参画社会づくり表彰

岡山県では、県下各地域において、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、その功績が顕著であると認められ、今後もその活動が期待できる個人及び事業者を表彰しています。

【令和4年度の受賞事業者】 ※事業者名は受賞時のものです。
(医)清和会 笠岡第一病院、金田コーポレーション(株)、備商(株)、(株)メブネット

☆ 問い合わせ先 ☆
岡山県県民生活部人権・男女共同参画課 TEL (086) 226-0553
ホームページでこれまでの受賞企業を紹介しています。

Ⅶ-6 おかやま子育て応援宣言企業の登録

「おかやま子育て応援宣言企業」は、従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所等に宣言していただき、県が登録する制度です。登録企業には登録証を交付し、取組内容を県のホームページ等で紹介します。

また「おかやま子育て応援宣言企業」のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に、特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定し、県のホームページで企業名を紹介しています。

* 表彰制度

登録企業（アドバンス企業）のうち、宣言内容の実現に向けて特に積極的に取り組み、他の模範となる優れた成果のあった企業等に岡山県知事賞を贈呈しています。



【令和4年度の受賞事業者】
(福)津山福祉会高寿園、水島信用金庫、(医)しんくら歯科医院

☆ 問い合わせ先 ☆
岡山県子ども・福祉部子ども未来課 TEL (086) 226-7347
ホームページでこれまでの受賞企業や申請書等を掲載しています。